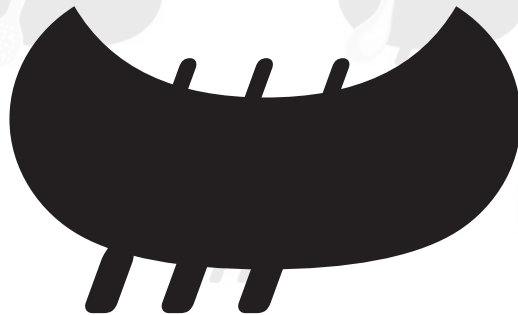


# 第13回 定時株主総会招集ご通知

株式会社カヤック

サンキューオモシロ

証券コード：3904



## 面白法人 カヤック

平成30年3月23日(金曜日) 午後2時00分から

場所：建長寺 神奈川県鎌倉市山ノ内8

議案：●剰余金の処分の件

●定款一部変更の件

●取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
6名選任の件

●監査等委員である取締役3名選任の件

●取締役（監査等委員である取締役を除く。）の  
報酬限度額決定の件

●監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

●ストック・オプションとして新株予約権を  
発行する件

(証券コード 3904)

平成30年3月8日

株 主 各 位

神奈川県鎌倉市小町二丁目14番7号

株式会社カヤック

代表取締役CEO 柳 澤 大 輔

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月22日（木曜日）午後6時30分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年3月23日（金曜日）午後2時00分
2. 場 所 神奈川県鎌倉市山ノ内8  
建長寺
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第13期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）  
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会  
の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第13期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件
- 第7号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kayac.com/ir/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年 1 月 1 日から  
平成29年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、政府及び日銀による経済政策・金融緩和政策等を背景として企業収益や雇用情勢の改善がみられるなど、全体として緩やかな回復基調となりました。一方で、海外経済の不確実性の拡大等により先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境としまして、平成27年12月末のスマートフォン保有率は72.0%と過半数を超えるまで拡大しており、インターネット環境は発展を続けております(出所：総務省「平成28年版 情報通信白書」)。インターネット広告市場につきましても、平成28年の市場規模は前年比13.0%増の1兆3,100億円と順調に拡大しております(出所：電通「2016年 日本の広告」)。また、スマートフォンゲームの市場規模(予測)は、平成28年度は9,450億円、平成29年度には9,600億円と、安定的な成長が見込まれております(出所：矢野経済研究所)。

このような事業環境の中で、当社グループは良質なデジタルコンテンツをより多くのユーザーに楽しんでもらえるよう提供し続けております。その中でも受託サービスであるクライアントワーク、自社サービスであるソーシャルゲーム及び「Lobi」の3つを主要サービスと位置づけ注力し、相互にシナジーを図りながら事業を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,087,044千円(前年同期比10.7%増)、営業利益は675,353千円(前年同期比5.0%増)、経常利益は737,638千円(前年同期比7.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は507,463千円(前年同期比6.3%増)となりました。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントであります。サービス別の売上高の概況は次のとおりであります。

### ① クライアントワーク

新しい技術とアイデアに挑戦し、クライアントとその先にいるユーザーに新しい体験を提供することで、クライアントのマーケティング及びブランディングに資する広告を提供しております。スマートフォンの普及や新しい技術の出現を背景に、WEB領域にとどまらないリアルと連動した案件の増加がみられております。そのような中で、積極的に業務提携を進めるとともに、VRを利用した案件等の新しい取り組みを積極的に行うことで事業領域の拡大を図っております。この結果、クライアントワーク関連の売上高は、1,773,364千円（前年同期比25.5%増）となりました。

### ② ソーシャルゲーム

「共闘スポーツRPG」を軸にしたタイトルを展開しており、「ぼくらの甲子園！」シリーズの最新作となる「ぼくらの甲子園！ポケット」が順調に推移しております。その中で、組織を拡充するとともに新規開発ラインに積極的に投資を行う中で、事業規模の拡大を図っております。また、2017年12月に「モダンコンバット Versus」の配信を開始し、パブリッシングにも新たに挑戦しました。この結果、ソーシャルゲーム関連の売上高は、3,087,198千円（前年同期比0.7%減）となりました。

### ③ Lobi

「Lobi」というスマートフォンゲームに特化したコミュニティ事業を進めております。コミュニティがもつめる機能の拡充に努めるとともに、「Lobi」と連携するタイトル数を積極的に増加させる中でユーザー数の拡大を図っております。その中で、「Lobi」の強みであるユーザーやコミュニティにより焦点を当てた収益構造への転換を図っております。また、2017年7月にゲーム大会の開催を簡単にするトーナメント機能「Lobi Tournament」をリリースしました。この結果、Lobi関連の売上高は、446,274千円（前年同期比33.5%減）となりました。

### ④ その他サービス

平成29年は「JAGMO」による公演を年5回開催いたしました。また、「プラコレWedding」等の新規サービスも順調に成長を続けております。さらには、e-sports事業を営むウェルプレイド(株)の子会社化により、グループ全体としてゲーム周辺領域のさらなる拡充を図りました。この結果、その他サービス関連の売上高は、780,206千円（前年同期比155.7%増）とな

りました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は609,192千円であり、主なものは、クリエイターが快適に働く環境をつくることで人材と組織のさらなる充実を図ること並びに鎌倉という地域に根差した経営を行うことを目的とした開発拠点用地等の取得603,609千円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

### ① コーポレートブランド価値の向上

当社は、創業以来「面白法人」としてのブランド化を進めてまいりました。これは、「つくる人を増やす」という経営理念や、「何をするかより誰とするか」や「サイコロ給」等のキャクスタイルに代表されるように、新しい法人の価値観の共有と実践によるものであります。また、地域貢献の一環として鎌倉で「カマコンバレー」という団体を立ち上げ、地域社会をインターネットで豊かにする取り組みも行っております。「面白法人」ブランドは、当社のこうしたユニークな取り組み等が各種マスメディアで取り上げられる機会が増加するとともに、認知度が徐々に高まりつつあると認識しております。

「面白法人」ブランドの価値向上は、優秀な人材の確保や当社グループの有するコンテンツの強化につながるため、当社グループがさらなる成長をするうえで重要であると考えております。優秀な人材の確保では、当社グループの理念に共感していただいたうえでの採用応募が増えるため、採用力の強化につながります。また、当社グループの有するコンテンツの強化の観点では、当社グループの提供するサービスをまだ利用していない潜在的なユーザーへのマーケティングと既存ユーザーのロイヤリティの向上が可能と考えております。

今後とも「面白法人」らしい様々なサービスの提供と組織制度の構築・運

用を実践するとともに、当社グループの活動をコーポレートサイトや各種メディア、書籍等で世の中に継続的に発信しつづけることで、「面白法人」としての当社の知名度を向上させ、コーポレートブランド価値の向上を図っていく方針です。また、「面白く働けているか」というNPS（Net Promoter Score）を重要な経営指標とすること等により「面白法人」としての組織の成長に努めてまいります。

## ② 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、スマートフォンやタブレット型端末の普及が進み、関連するマーケットが拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが事業を継続的に拡大していくには、スマートフォンに限らず、ハードウェアからソフトウェアまで様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。社内で新技術に関する勉強会や新技術を用いたプロダクトの発表会を開催することで、新技術に触れる機会を創出するとともに、サービスへの新技術の積極的な活用を促し、新技術への対応を進めております。また、新技術へ対応すること、新たなサービスを生み出すこと等の「変化すること」を人事評価の項目に含めており、組織として、新しいことに常に挑戦する風土・文化の構築に努めるとともに、アイデア発想法の一つである「ブレインストーミング（ブレスト）」を定常的に会議に利用することで新しい技術及びアイデアを生み出しやすい環境の構築に努めております。

## ③ 環境に合わせたリソース配分の最適化

当社グループは、主要なサービスとして、クライアントワーク、ソーシャルゲーム及び「Lobi」と特性の異なる3つのサービスを展開しております。

広告キャンペーンの制作を中心としたクライアントワークは、企業の広告予算に影響を受けますが、インターネット関連の広告予算はインターネット出現以来増加し続けており、安定的かつ継続的に収益を伸ばすことができます。

ソーシャルゲームは、ヒットタイトルが生まれることで大きな利益を獲得することができる反面、市場環境の変化、技術の変化、競合企業の出現などに比較的影響を受けやすい傾向があり、リリースしたタイトルの収益性の向上に努めるとともに、常に新しいタイトルを作り続ける必要があります。

スマートフォンゲームに特化したゲームコミュニティ「Lobi」は、新しいコミュニケーション機能としてゲーム大会の開催を簡単にする「Lobi Tournament」を開発するとともにe-sportsにも積極的に関与するなど、ビジネスモデルの転換を図っており、事業展開のスピードが速いフェーズが続いております。

このように複数のサービスを運営する当社グループでは、クリエイターのリソース配分を最適化することで、ユーザーのニーズ及び市場環境の変化に適切に対応する必要があります。そのため、クリエイター比率が90%を超える組織とするとともに、クリエイターのリソースをサービスの垣根をなくして一元的に管理し、状況に応じて配分を変更するアサインシステムを構築しております。これにより急激な環境変化にスムーズに対応し、最適なリソース配分を実現できるよう努めてまいります。また、リソースの一元管理を行うことで、サービス間のノウハウの共有と経験の多様化も促します。

#### ④ 健全性・安全性の維持

当社グループは、ユーザーが安心して利用できるサービスを提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。当社グループは、ユーザーに対してスマートフォンゲームに特化したゲームコミュニティ「Lobi」等のWeb上でのコミュニケーションの場を提供しており、ユーザーが安心して利用できるようにサイトの安全性や健全性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。個人情報保護や知的財産保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化のため、専属の監視チームの設置、監視ツールを開発して、健全性維持に取り組んでおります。

#### ⑤ 内部管理体制の充実

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社グループの事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社グループの成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区分                       | 第10期<br>(平成26年12月期) | 第11期<br>(平成27年12月期) | 第12期<br>(平成28年12月期) | 第13期<br>(平成29年12月期)<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (千円)                 | —                   | 3,705,076           | 5,497,123           | 6,087,044                        |
| 経常利益 (千円)                | —                   | 395,769             | 687,068             | 737,638                          |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | —                   | 261,289             | 477,440             | 507,463                          |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円)       | —                   | 17.39               | 31.75               | 33.71                            |
| 総資産額 (千円)                | —                   | 2,631,094           | 4,539,384           | 5,148,576                        |
| 純資産額 (千円)                | —                   | 1,670,483           | 2,189,488           | 2,891,083                        |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)        | —                   | 110.52              | 143.98              | 186.28                           |

(注) 1. 当社グループは第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期の計数は記載しておりません。

2. 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分                    | 第10期<br>(平成26年12月期) | 第11期<br>(平成27年12月期) | 第12期<br>(平成28年12月期) | 第13期<br>(平成29年12月期)<br>(当事業年度) |
|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)            | 2,896,421           | 3,733,945           | 5,063,861           | 5,570,047                      |
| 経 常 利 益 (千円)          | 182,836             | 410,947             | 865,146             | 765,652                        |
| 当期純利益 (千円)            | 118,342             | 270,856             | 632,425             | 541,242                        |
| 1 株当たり<br>当期純利益 (円)   | 9.04                | 18.02               | 42.05               | 35.95                          |
| 総 資 産 額 (千円)          | 2,352,736           | 2,632,459           | 4,616,522           | 5,136,263                      |
| 純 資 産 額 (千円)          | 1,338,553           | 1,670,481           | 2,353,703           | 3,038,391                      |
| 1 株当たり<br>純 資 産 額 (円) | 89.07               | 111.16              | 154.90              | 199.20                         |

(注) 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました  
が、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当  
り当期純利益金額を算定しております。

## (6) 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金      | 出資比率  | 主要な事業内容    |
|------------|----------|-------|------------|
| (株)プラコレ    | 11,500千円 | 55.0% | ブライダル事業    |
| (株)ガルチ     | 81,500千円 | 75.0% | ゲーム事業      |
| ウェルプレイド(株) | 38,500千円 | 62.4% | e-sports事業 |

(注) 平成29年6月9日付で、ウェルプレイド(株)の第三者割当増資を引き受け、連結子会社とい  
たしました。

## (7) 主要な事業内容

| 事業区分        | 事業内容                           |
|-------------|--------------------------------|
| デジタルコンテンツ事業 | デジタルコンテンツを用いてユーザーに面白い体験を提供する事業 |

## (8) 主要な事業所

## ① 当社

| 名称        | 所在地                |
|-----------|--------------------|
| 本社        | 神奈川県鎌倉市小町二丁目14番7号  |
| ヨコハマ展望台支社 | 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 |

## ② 子会社

| 名称         | 所在地                |
|------------|--------------------|
| (株)プラコレ    | 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 |
| (株)ガルチ     | 東京都千代田区外神田三丁目1番16号 |
| ウェルプレイド(株) | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目13番7号 |

## (9) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員数

|             |          |
|-------------|----------|
| 従業員数        | 392(22)名 |
| 前連結会計年度末比増減 | 46名増     |

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、最近1年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

## ② 当社の従業員数

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 281(21)名 | 28名増      | 30.8歳 | 3.5年   |

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、最近1年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

| 借入先      | 借入残高(千円)  |
|----------|-----------|
| 株式会社横浜銀行 | 1,251,400 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 15,060,065株（自己株式135株を除く）

(3) 株主数 4,527名

(4) 大株主

| 株主名                                             | 持株数（株）    | 持株比率（%） |
|-------------------------------------------------|-----------|---------|
| 柳澤 大輔                                           | 3,966,400 | 26.34   |
| 貝畑 政徳                                           | 3,420,000 | 22.71   |
| 久場 智喜                                           | 3,420,000 | 22.71   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                       | 477,600   | 3.17    |
| 松井証券株式会社                                        | 353,700   | 2.35    |
| 株式会社サイバーエージェント                                  | 300,000   | 1.99    |
| 株式会社スタートトゥデイ                                    | 150,000   | 1.00    |
| 柿沼 佑一                                           | 150,000   | 1.00    |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 114,400   | 0.76    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）                       | 101,600   | 0.67    |

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成29年12月31日現在)

| 名称                     | 第1回新株予約権                     | 第2回新株予約権                     |
|------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議の日                 | 平成25年12月27日                  | 平成28年4月26日                   |
| 新株予約権の数                | 11,100個                      | 12,300個                      |
| 保有人数<br>当社取締役          | 1名                           | 4名                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式22,200株                | 当社普通株式24,600株                |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                           | 無償                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 345円 (注) 4                   | 854円 (注) 4                   |
| 新株予約権の行使期間             | 平成28年1月1日から<br>平成35年12月24日まで | 平成29年1月1日から<br>平成33年12月24日まで |
| 新株予約権の主な行使条件           | (注) 1                        | (注) 2                        |

| 名称                     | 第4回新株予約権                     |
|------------------------|------------------------------|
| 発行決議の日                 | 平成29年11月14日                  |
| 新株予約権の数                | 5,700個                       |
| 保有人数<br>当社取締役          | 4名                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式5,700株                 |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1,448円                       |
| 新株予約権の行使期間             | 平成32年1月1日から<br>平成36年12月24日まで |
| 新株予約権の主な行使条件           | (注) 3                        |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
  - イ. 平成28年1月1日から平成28年12月31日  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1
  - ロ. 平成29年1月1日から平成29年12月31日  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の2
  - ハ. 平成30年1月1日から行使期間の末日まで  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて
- ④ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
  - イ. 平成29年1月1日から平成29年12月31日  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1
  - ロ. 平成30年1月1日から平成30年12月31日  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の2
  - ハ. 平成31年1月1日から行使期間の末日まで  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて
- ④ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社

の取締役、従業員の地位にあることを要す。

- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
  - イ. 平成32年1月1日から平成32年12月31日  
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1
  - ロ. 平成33年1月1日から平成33年12月31日  
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
  - ハ. 平成34年1月1日から行使期間の末日まで  
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- ④ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 4. 平成28年7月1日付で行った普通株式1株につき普通株式2株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

| 名称                                    | 第4回新株予約権                     |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 発行決議の日                                | 平成29年11月14日                  |
| 新株予約権の数                               | 33,300個                      |
| 保有人数<br>当従業員<br>当の子会社の役員<br>当の子会社の従業員 | 51名<br>5名<br>1名              |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                   | 当社普通株式33,300株                |
| 新株予約権の発行価額                            | 無償                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                | 1,448円                       |
| 新株予約権の行使期間                            | 平成32年1月1日から<br>平成36年12月24日まで |
| 新株予約権の主な行使条件                          | (注)                          |

(注) 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
  - イ. 平成32年1月1日から平成32年12月31日  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1
  - ロ. 平成33年1月1日から平成33年12月31日  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の2
  - ハ. 平成34年1月1日から行使期間の末日まで  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて
- ④ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位  | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                             |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役CEO  | 柳 澤 大 輔 | 株式会社テー・オー・ダブリュー 社外取締役<br>株式会社プラコレ 取締役<br>フックパッド株式会社 社外取締役<br>株式会社ガルチ 取締役<br>株式会社鎌倉自宅葬儀社 代表取締役<br>鎌倉R不動産株式会社 取締役<br>株式会社ウェルプレイド 取締役<br>株式会社カヤックLIVING 取締役 |
| 代表取締役CTO  | 貝 畑 政 徳 | 株式会社ガルチ 取締役                                                                                                                                              |
| 代表取締役CBO  | 久 場 智 喜 | —                                                                                                                                                        |
| 取 締 役     | 藤 川 綱 司 | 管理本部長                                                                                                                                                    |
| 取 締 役     | 森 川 徹 治 | 株式会社アバント 代表取締役<br>株式会社ディーバ 代表取締役<br>DIVA CORPORATION OF AMERICA CEO                                                                                      |
| 取 締 役     | 佐渡島庸平   | 株式会社コルク 代表取締役<br>株式会社マンバ 代表取締役                                                                                                                           |
| 常 勤 監 査 役 | 阿 部 由 里 | 株式会社プラコレ 監査役                                                                                                                                             |
| 監 査 役     | 中 村 元 彦 | 税理士法人舞 社員<br>株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役<br>株式会社ジョルテ 社外監査役<br>日本公認会計士協会 常務理事<br>千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科 教授                                                  |
| 監 査 役     | 松 本 拓 生 | 恵比寿松本法律事務所 代表<br>PGMホールディングス株式会社 社外取締役<br>ピクスタ株式会社 社外監査役                                                                                                 |

- (注) 1. 取締役 森川徹治氏及び佐渡島庸平氏は、平成29年3月24日に行われた第12回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任しました。
2. 取締役 森川徹治氏及び佐渡島庸平氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 中村元彦氏及び松本拓生氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役 森川徹治氏、取締役 佐渡島庸平氏、監査役 中村元彦氏及び監査役 松本拓生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役 中村元彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する幅広い専門的知見を有しております。
6. 監査役 松本拓生氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する幅広い専門的知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支給人員         | 支給額                    |
|------------------|--------------|------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>( 3名)  | 72,159千円<br>( 7,110千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>( 2名)  | 12,240千円<br>( 7,200千円) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 10名<br>( 5名) | 84,399千円<br>(14,310千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月24日開催の株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成23年3月24日開催の株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の取締役の支給人員及び支給額には平成29年3月24日開催の第12回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
4. 取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役5,409千円）を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 森川徹治氏は、株式会社アバント、株式会社ディーバの代表取締役、DIVA CORPORATION OF AMERICAのCEOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役 佐渡島庸平氏は、株式会社コルクの代表取締役、株式会社マンバの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 中村元彦氏は、税理士法人舞の社員、株式会社ポーラ・オルビスホールディングスの社外監査役、株式会社ジョルテの社外監査役、日本公認会計士協会の常務理事及び千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 松本拓生氏は、恵比寿松本法律事務所の代表、PGMホールディングス株式会社の社外取締役及びピクスタ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名     | 主な活動状況                                                                                          |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 森川 徹治  | 平成29年3月24日の就任後、当事業年度に開催された取締役会13回中13回出席し、主に上場企業経営者としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。         |
| 取締役 | 佐渡島 庸平 | 平成29年3月24日の就任後、当事業年度に開催された取締役会13回中13回出席し、主に経営者として、またクリエイターとしての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 中村 元彦  | 当事業年度に開催された取締役会16回中16回、監査役会14回中14回出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的知見からの発言を適宜行っております。                     |
| 監査役 | 松本 拓生  | 当事業年度に開催された取締役会16回中16回、監査役会14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的知見からの発言を適宜行っております。                            |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                              | 支払額      |
|----------------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                          | 21,500千円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の額の合計額 | 21,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備を基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定め、取締役会において決議しております。

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「コンプライアンス規程」等を制定し、役職員はこれを遵守します。
- ② 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を定期的に実施することにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確保します。
- ④ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査人を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換を実施します。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- ② 文書取扱い主管部署は、当社の取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供せるように管理します。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例取締役会を毎月 1 回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
  - ② 毎月 1 回の定例取締役会に加え、取締役会の意思決定に資すること、多様なリスクを可能な限り把握し対応するために、執行役員会議を開催します。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役または監査役を当社から 1 名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行います。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理本部が担当します。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとし、ます。
  - ② 内部監査人は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役が使用人を置くことを求めた場合においては、以下の事項を実施します。
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。
  - ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価においても独立性に影響を与えないように実施します。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- ② 監査役への報告・情報提供は以下のとおり行います。
  - ・取締役会での報告、情報提供
  - ・各事業部長等のヒアリング時の報告、情報提供 等

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び内部監査人は、監査役と必要に応じて意見交換を行います。
- ② 監査役は、取締役会を始め、執行役員会議等重要な会議に出席し、重要な報告を受けとります。
- ③ 監査役は、会計監査人とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、コンプライアンス関係の規程等を役職員に周知いたしました。また、内部監査人は、当社の内部監査を実施するとともに、監査役及び会計監査人と連携し、子会社の職務執行について報告を受けました。

# 連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部              |                  |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,055,394</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>1,021,190</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,691,688        | 買 掛 金                | 277,469          |
| 受取手形及び売掛金          | 1,052,780        | 1年内返済予定の長期借入金        | 155,640          |
| 仕 掛 品              | 58,110           | 未 払 金                | 164,951          |
| 繰 延 税 金 資 産        | 37,256           | 未 払 費 用              | 184,370          |
| そ の 他              | 252,649          | 未 払 法 人 税 等          | 81,693           |
| 貸 倒 引 当 金          | △37,090          | そ の 他                | 157,064          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>2,093,182</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,236,302</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,060,294</b> | 長 期 借 入 金            | 1,136,468        |
| 建 物                | 199,078          | 繰 延 税 金 負 債          | 93,584           |
| 工具、器具及び備品          | 176,572          | そ の 他                | 6,250            |
| 車 両 運 搬 具          | 4,714            |                      |                  |
| 減 価 償 却 累 計 額      | △159,776         |                      |                  |
| 土 地                | 690,478          |                      |                  |
| 建 設 仮 勘 定          | 149,225          |                      |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>398,922</b>   | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,257,493</b> |
| の れ ん              | 263,444          | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| そ の 他              | 135,478          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,507,996</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>633,965</b>   | 資 本 金                | 495,410          |
| 投 資 有 価 証 券        | 466,687          | 資 本 剰 余 金            | 439,291          |
| 敷 金 及 び 保 証 金      | 162,757          | 利 益 剰 余 金            | 1,573,469        |
| そ の 他              | 6,797            | 自 己 株 式              | △174             |
| 貸 倒 引 当 金          | △2,276           | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>297,440</b>   |
|                    |                  | その他有価証券評価差額金         | 297,512          |
|                    |                  | 為替換算調整勘定             | △72              |
|                    |                  | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>38,432</b>    |
|                    |                  | <b>非 支 配 株 主 持 分</b> | <b>47,213</b>    |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,891,083</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>5,148,576</b> | <b>負債・純資産合計</b>      | <b>5,148,576</b> |



# 連結損益計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 6,087,044 |
| 売上原価            |         | 3,804,692 |
| 売上総利益           |         | 2,282,352 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,606,999 |
| 営業利益            |         | 675,353   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 213     |           |
| 受取配当金           | 3,554   |           |
| 補助金収入           | 11,999  |           |
| 助成金収入           | 47,800  |           |
| その他             | 10,667  | 74,235    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 2,666   |           |
| 支払手数料           | 416     |           |
| 投資有価証券評価損       | 1,250   |           |
| 為替差損            | 5,017   |           |
| その他             | 2,598   | 11,949    |
| 経常利益            |         | 737,638   |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 737,638   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 197,726 |           |
| 法人税等調整額         | 25,242  | 222,968   |
| 当期純利益           |         | 514,670   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 7,206     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 507,463   |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年 1 月 1 日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株主資本    |         |           |      |           |
|-----------------------------|---------|---------|-----------|------|-----------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                   | 493,354 | 433,354 | 1,066,006 | △113 | 1,992,601 |
| 当 期 変 動 額                   |         |         |           |      |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)     | 2,055   | 2,055   |           |      | 4,111     |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益     |         |         | 507,463   |      | 507,463   |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |         |           | △61  | △61       |
| 連 結 子 会 社 の 増 資<br>による持分の増減 |         | 4,368   |           |      | 4,368     |
| 連結子会社株式の取得<br>による持分の増減      |         | △486    |           |      | △486      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）     |         |         |           |      | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 2,055   | 5,937   | 507,463   | △61  | 515,395   |
| 当 期 末 残 高                   | 495,410 | 439,291 | 1,573,469 | △174 | 2,507,996 |

|                             | その他の包括利益累計額          |              |                       | 新株予約権  | 非支配<br>株主持分 | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|----------------------|--------------|-----------------------|--------|-------------|-----------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |        |             |           |
| 当 期 首 残 高                   | 173,830              | 337          | 174,168               | 22,719 | —           | 2,189,488 |
| 当 期 変 動 額                   |                      |              |                       |        |             |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)     |                      |              |                       |        |             | 4,111     |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益     |                      |              |                       |        |             | 507,463   |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                      |              |                       |        |             | △61       |
| 連 結 子 会 社 の 増 資<br>による持分の増減 |                      |              |                       |        |             | 4,368     |
| 連結子会社株式の取得<br>による持分の増減      |                      |              |                       |        |             | △486      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）     | 123,682              | △410         | 123,272               | 15,713 | 47,213      | 186,199   |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 123,682              | △410         | 123,272               | 15,713 | 47,213      | 701,594   |
| 当 期 末 残 高                   | 297,512              | △72          | 297,440               | 38,432 | 47,213      | 2,891,083 |

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

(株)プラコレ

(株)ガルチ

KAYAC HANOI CO.,LTD

(株)鎌倉自宅葬儀社

鎌倉R不動産(株)

ウェルプレイド(株)

(株)カヤックLIVING

このうち、鎌倉R不動産(株)及びウェルプレイド(株)の株式を取得により、(株)カヤックLIVINGを新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、稲村ガ崎三丁目不動産(株)は平成29年11月1日付けで、鎌倉R不動産(株)に商号を変更しております。

##### (2) 非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

GULTI CO.,LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、KAYAC HANOI CO.,LTDの決算日は3月31日であり、鎌倉R不動産(株)及びウェルプレイド(株)の決算日は10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 3. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

##### その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② たな卸資産

仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………4年～18年

工具、器具及び備品……3年～15年

- ② 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用処理しております

##### ② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（5年～10年）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しています。

##### ③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

##### ④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

#### 4. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

#### （連結貸借対照表に関する注記）

担保に供している資産及び担保に係る債務

##### 1. 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 土地 | 551,127千円 |
| 計  | 551,127千円 |

##### 2. 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 145,800千円   |
| 長期借入金         | 1,105,600千円 |
| 計             | 1,251,400千円 |

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末   |
|-------|---------------|------------------|------------------|------------|
| 普通株式  | 15,048,800    | 11,400           | —                | 15,060,200 |

(変動事由の概要)

(注) 普通株式の株式数の増加11,400株は、新株予約権の行使による新株の発行を行ったことによるものであります。

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末 |
|-------|---------------|------------------|------------------|----------|
| 普通株式  | 90            | 45               | —                | 135      |

(変動事由の概要)

(注) 普通株式の自己株式の増加45株は単元未満株の買取による増加であります。

## 3. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成30年3月23日開催の定時株主総会の議案として、以下のとおり付議する予定であります。

| 決議                       | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日             | 効力発生日          |
|--------------------------|-----------|------------|--------------------|---------------------|-----------------|----------------|
| 平成30年<br>3月23日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 利益<br>剰余金  | 58,734             | 3.90                | 平成29年<br>12月31日 | 平成30年<br>3月26日 |

## 4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 496,200株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営の基本方針である「つくる人を増やす」を実現するために必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

##### ① 受取手形及び売掛金

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、経理担当部門が取引先ごとの期日管理を行うとともに、回収遅延のおそれがあるときは事業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を行っています。

##### ② 投資有価証券

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスク軽減に努めております。

##### ③ 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、事業所の賃貸借契約に係るものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が主要な取引先の状況を適宜にモニタリングし、リスクの軽減を図っております。

##### ④ 買掛金、未払金及び未払費用

買掛金、未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。

##### ⑤ 借入金

借入金は、主に事業投資や事業運営に必要な資金の調達を目的としたものであります。



### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2) 参照）

|                            | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------------|------------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金                 | 1,691,688              | 1,691,688  | —          |
| (2) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金(※1) | 1,052,780<br>△36,806   |            |            |
|                            | 1,015,974              | 1,015,974  | —          |
| (3) 投資有価証券                 | 434,332                | 434,332    | —          |
| (4) 敷金及び保証金                | 162,757                | 162,757    | —          |
| 資産計                        | 3,304,752              | 3,304,752  | —          |
| (1) 買掛金                    | 277,469                | 277,469    | —          |
| (2) 未払金                    | 164,951                | 164,951    | —          |
| (3) 未払費用                   | 184,370                | 184,370    | —          |
| (4) 未払法人税等                 | 81,693                 | 81,693     | —          |
| (5) 長期借入金(※2)              | 1,292,108              | 1,257,664  | △34,443    |
| 負債計                        | 2,000,594              | 1,966,150  | △34,443    |

(※1) 営業債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分            | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) |
|---------------|--------------------|
| 非上場株式         | 26,650             |
| 投資事業組合等への出資持分 | 5,704              |

非上場株式及び投資事業組合等への出資持分については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度において、非上場株式について1,250千円の減損処理を行っております。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 1,691,688    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形及び売掛金 | 1,052,780    | —                   | —                    | —            |
| 合計        | 2,744,469    | —                   | —                    | —            |

## 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 155,640      | 155,640             | 155,846             | 154,377             | 148,205             | 522,400     |
| 合計    | 155,640      | 155,640             | 155,846             | 154,377             | 148,205             | 522,400     |

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 186円28銭
- 1株当たり当期純利益 33円71銭

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                 |                  |
|--------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,710,848</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>885,578</b>   |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,441,440        | 買 掛 金                   | 263,110          |
| 受 取 手 形            | 61,375           | 1年内返済予定の長期借入金           | 145,800          |
| 売 掛 金              | 909,915          | 未 払 金                   | 142,126          |
| 仕 掛 品              | 56,039           | 未 払 費 用                 | 156,032          |
| 前 払 費 用            | 36,326           | 未 払 法 人 税 等             | 60,492           |
| 預 け 金              | 6,263            | 前 受 金                   | 59,382           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 37,263           | 預 り 金                   | 30,754           |
| そ の 他              | 198,866          | そ の 他                   | 27,880           |
| 貸 倒 引 当 金          | △36,642          | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,212,293</b> |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>2,425,415</b> | 長 期 借 入 金               | 1,105,600        |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,080,308</b> | 繰 延 税 金 負 債             | 100,443          |
| 建 物                | 192,085          | そ の 他                   | 6,250            |
| 工具、器具及び備品          | 164,173          |                         |                  |
| 減 価 償 却 累 計 額      | △148,679         |                         |                  |
| 土 地                | 693,444          | <b>負 債 合 計</b>          | <b>2,097,871</b> |
| 建 設 仮 勘 定          | 179,283          | <b>純 資 産 の 部</b>        |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>88,836</b>    | <b>株 主 資 本</b>          | <b>2,702,446</b> |
| 借 地 権              | 84,947           | 資 本 金                   | 495,410          |
| 商 標 権              | 400              | 資 本 剰 余 金               | 435,410          |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 3,478            | 資 本 準 備 金               | 435,410          |
| そ の 他              | 10               | 利 益 剰 余 金               | 1,771,800        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,256,270</b> | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 1,771,800        |
| 投 資 有 価 証 券        | 466,687          | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,771,800        |
| 関 係 会 社 株 式        | 359,950          | 自 己 株 式                 | △174             |
| 関 係 会 社 出 資 金      | 25,100           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>297,512</b>   |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金  | 254,904          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 297,512          |
| 長 期 前 払 費 用        | 407              | <b>新 株 予 約 権</b>        | <b>38,432</b>    |
| 敷 金 及 び 保 証 金      | 143,507          |                         |                  |
| そ の 他              | 11,378           |                         |                  |
| 貸 倒 引 当 金          | △5,664           | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>3,038,391</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>5,136,263</b> | <b>負債・純資産合計</b>         | <b>5,136,263</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成29年 1 月 1 日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 5,570,047 |
| 売上原価         |        | 3,626,329 |
| 売上総利益        |        | 1,943,718 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 1,231,249 |
| 営業利益         |        | 712,468   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息         | 943    |           |
| 受取配当金        | 3,554  |           |
| 補助金収入        | 11,999 |           |
| 助成金収入        | 35,500 |           |
| その他          | 9,464  | 61,462    |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 1,610  |           |
| 支払手数料        | 416    |           |
| 投資有価証券評価損    | 1,250  |           |
| 為替差損         | 4,779  |           |
| その他          | 221    | 8,278     |
| 経常利益         |        | 765,652   |
| 特別損失         |        |           |
| 子会社株式評価損     | 11,960 | 11,960    |
| 税引前当期純利益     |        | 753,692   |
| 法人税、住民税及び事業税 |        | 191,671   |
| 法人税等調整額      |        | 20,778    |
| 当期純利益        |        | 541,242   |

## 株主資本等変動計算書

(平成29年 1 月 1 日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株主資本    |         |         |                     |           |      |           |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------------------|-----------|------|-----------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金               |           | 自己株式 | 株主資本合計    |
|                             |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |      |           |
| 平成29年 1 月 1 日残高             | 493,354 | 433,354 | 433,354 | 1,230,557           | 1,230,557 | △113 | 2,157,153 |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |         |                     |           |      |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)         | 2,055   | 2,055   | 2,055   |                     |           |      | 4,111     |
| 当期純利益                       |         |         |         | 541,242             | 541,242   |      | 541,242   |
| 自己株式の取得                     |         |         |         |                     |           | △61  | △61       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |         |         |                     |           |      | —         |
| 事業年度中の変動額合計                 | 2,055   | 2,055   | 2,055   | 541,242             | 541,242   | △61  | 545,292   |
| 平成29年12月31日残高               | 495,410 | 435,410 | 435,410 | 1,771,800           | 1,771,800 | △174 | 2,702,446 |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|----------------|--------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |           |
| 平成29年 1 月 1 日残高             | 173,830          | 173,830        | 22,719 | 2,353,703 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |                |        |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)         |                  |                |        | 4,111     |
| 当期純利益                       |                  |                |        | 541,242   |
| 自己株式の取得                     |                  |                |        | △61       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 123,682          | 123,682        | 15,713 | 139,396   |
| 事業年度中の変動額合計                 | 123,682          | 123,682        | 15,713 | 684,688   |
| 平成29年12月31日残高               | 297,512          | 297,512        | 38,432 | 3,038,391 |

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び子会社出資金…移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産…………… 定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物…………… 4年～18年  
工具、器具及び備品…… 3年～15年
- (2) 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用処理しております。

### (2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。



## 5. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く。)は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 38,837千円 |
| 長期金銭債権 | 11,328千円 |
| 短期金銭債務 | 33,334千円 |

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 土地 | 551,127千円 |
| 計  | 551,127千円 |

- (2) 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 145,800千円   |
| 長期借入金         | 1,105,600千円 |
| 計             | 1,251,400千円 |

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上         | 25,593千円  |
| 売上原価       | 413,838千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,484千円   |
| 営業取引以外の取引高 | 921千円     |

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----------------|----------------|--------|
| 普通株式  | 90      | 45             | —              | 135    |

(変動事由の概要)

(注) 普通株式の自己株式の増加45株は单元未満株の買取による増加であります。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(単位：千円)

|              |         |
|--------------|---------|
| 未払事業税        | 5,340   |
| 未払金          | 11,167  |
| 未払費用         | 1,371   |
| 資産除去債務       | 3,115   |
| ソフトウェア償却超過額  | 10,409  |
| のれん          | 4,424   |
| 前受金          | 4,731   |
| 株式報酬費用       | 11,536  |
| その他          | 15,902  |
| 繰延税金資産合計     | 68,000  |
| (繰延税金負債)     |         |
| その他有価証券評価差額金 | 131,180 |
| 繰延税金負債合計     | 131,180 |
| 繰延税金負債（純額）   | 63,179  |

**(関連当事者との取引に関する注記)**

## 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称        | 議決権等の<br>所有割合(%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容    | 取引金額<br>(千円) | 科目                | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------|------------------|----------------|----------|--------------|-------------------|--------------|
| 子会社 | (株)プラコレ           | (所有)<br>直接55.0   | 役員の兼任<br>役務の提供 | 資金の貸付(注) | —            | その他<br>流動資産       | 6,000        |
|     |                   |                  |                |          | 3,000        | 関係会社<br>長期<br>貸付金 | 174,000      |
|     |                   |                  |                | 利息の受取(注) | 787          | その他<br>流動資産       | 787          |
| 子会社 | (株)カヤック<br>LIVING | (所有)<br>直接100.0  | 役員の兼任<br>役務の提供 | 資金の貸付(注) | 80,000       | 関係会社<br>長期<br>貸付金 | 80,000       |
|     |                   |                  |                | 利息の受取(注) | 112          | その他<br>流動資産       | 112          |

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 199円20銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 35円95銭  |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

株式会社カヤック  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 沼田敦士 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林弘幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カヤックの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カヤック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

株式会社カヤック  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 沼田 敦士 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カヤックの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月20日

株式会社カヤック 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 阿 部 由 里 | ㊟ |
| 社外監査役 | 中 村 元 彦 | ㊟ |
| 社外監査役 | 松 本 拓 生 | ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しつつ、これまでは将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保の充実に努めてまいりました。

一方で、株主の皆様との長期的な関係を築くためにも、経営上可能な限り早い段階で配当を行うことを検討しておりました。

東証マザーズ上場から3年を迎える今期、上場以来ご支援いただいている株主の皆様への感謝の気持ちを込めて、第13期の期末配当につきましては、1株当たり3円90銭で実施したく存じます。

なお、今後も引き続き成長を持続させ、企業価値向上を実現するべく内部留保の充実を図る方針ですが、様々な形での株主の皆様への利益還元を継続的に検討していく方針であります。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき3円90銭  
総額 58,734,254円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年3月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更理由

- ① 取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、移行のために必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第29条の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。



## 2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、11名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>                      | <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役CEO、取締役CTO及び取締役CBO各1名を定めることができる。</p>                                                        | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役CEO、取締役CTO及び取締役CBO各1名を定めることができる。</p>                                                                                                                                                                              |
| <p>第23条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                                                                                                                                |

| 現行定款                                                                                             | 変更案                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                             | (重要な業務執行の決定の委任)                                                                                                 |
|                                                                                                  | 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。                  |
| 第25条～第27条 (省略)                                                                                   | 第26条～第28条 (現行どおり)                                                                                               |
| (報酬等)                                                                                            | (報酬等)                                                                                                           |
| 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。                          | 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。                           |
| (社外取締役との責任限定契約)                                                                                  | (取締役との責任限定契約)                                                                                                   |
| 第29条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 | 第30条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 |
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                                    | 第5章 監査等委員会                                                                                                      |
| (員 数)                                                                                            | (削除)                                                                                                            |
| 第30条 当社の監査役は、5名以内とする。                                                                            |                                                                                                                 |
| (選任方法)                                                                                           | (削除)                                                                                                            |
| 第31条 監査役は、株主総会において選任する。                                                                          |                                                                                                                 |
| 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                               |                                                                                                                 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> |

| 現行定款                                                                                                                | 変更案               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| (報酬等)<br>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                                              | (削除)              |
| (社外監査役との責任限定契約)<br>第39条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 | (削除)              |
| 第40条～第46条 (省略)                                                                                                      | 第36条～第42条 (現行どおり) |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | やなざわ だいすけ<br>柳 澤 大 輔<br>(昭和49年2月19日生) | <p>平成7年4月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント入社</p> <p>平成10年8月 合資会社カヤック設立 無限責任社員</p> <p>平成17年1月 当社設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>平成27年9月 株式会社テー・オー・ダブリュー 社外取締役就任（現任）</p> <p>平成27年11月 株式会社プラコレ 取締役就任（現任）</p> <p>平成28年3月 クックパッド株式会社 社外取締役就任（現任）</p> <p>平成28年3月 株式会社ガルチ 取締役就任（現任）</p> <p>平成28年8月 株式会社鎌倉自宅葬儀社 代表取締役就任（現任）</p> <p>平成29年5月 稲村ガ崎三丁目不動産株式会社（現 鎌倉R不動産株式会社） 取締役就任（現任）</p> <p>平成29年6月 ウェルプレイド株式会社 取締役就任（現任）</p> <p>平成29年9月 株式会社カヤック LIVING 取締役就任（現任）</p> | 3,966,400株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2          | かい は た ま さ の り<br>貝 畑 政 徳<br>(昭和49年2月2日生) | 平成10年 8 月 合資会社カヤック設立 無限<br>責任社員<br>平成17年 1 月 当社設立 代表取締役就任<br>(現任)<br>平成28年 3 月 株式会社ガルチ 取締役就任<br>(現任) | 3,420,000株     |
| 3          | く ば と も よ し<br>久 場 智 喜<br>(昭和46年2月14日生)   | 平成10年 8 月 合資会社カヤック設立 無限<br>責任社員<br>平成17年 1 月 当社設立 代表取締役就任<br>(現任)                                    | 3,420,000株     |
| 4          | ふ じ か わ こ う じ<br>藤 川 綱 司<br>(昭和53年8月20日生) | 平成13年 4 月 東京信用金庫入庫<br>平成17年 4 月 当社入社<br>平成25年 7 月 当社管理本部長 (現任)<br>平成25年 9 月 当社取締役就任 (現任)             | 一株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5          | <div>社外取締役候補者</div> <div>独立役員</div> <div>もりかわ てつじ<br/>森 川 徹 治<br/>(昭和41年2月23日生)</div>    | <p>平成 2 年 4 月 プライスウォーターハウスコン<br/>サルタント株式会社入社</p> <p>平成 9 年 5 月 株式会社ディーバ (現 株式<br/>会社アバント) 設立 代表取<br/>締役社長就任 (現任)</p> <p>平成23年 3 月 当社社外取締役就任</p> <p>平成25年10月 株式会社ディーバ 代表取締<br/>役就任 (現任)</p> <p>平成25年10月 DIVA CORPORATION OF<br/>AMERICA CEO就任 (現任)</p> <p>平成29年 3 月 当社社外取締役就任 (現任)</p> | 一株             |
| 6          | <div>社外取締役候補者</div> <div>独立役員</div> <div>さどしま ようへい<br/>佐 渡 島 庸 平<br/>(昭和54年7月24日生)</div> | <p>平成14年 4 月 株式会社講談社入社</p> <p>平成24年10月 株式会社コルク設立 代表取<br/>締役社長就任 (現任)</p> <p>平成25年10月 株式会社マグネット (現 株<br/>式会社マンバ) 設立 取締役<br/>就任</p> <p>平成27年 5 月 株式会社マグネット (現 株<br/>式会社マンバ) 代表取締役<br/>就任 (現任)</p> <p>平成29年 3 月 当社社外取締役就任 (現任)</p>                                                       | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森川徹治及び佐渡島庸平の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 森川徹治及び佐渡島庸平の両氏の社外取締役在任期間は、本株主総会の終結の時をも  
って1年となります。
4. 森川徹治及び佐渡島庸平の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員  
であり、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 森川徹治氏は、上場企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立し  
た立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を引  
き続き行っていただけのもので判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 佐渡島庸平氏は、クリエイターの価値を高めるための豊富な経験と幅広い見識を活  
かし、当社の今後の発展及び、経営全般に対する助言・提言を引き続き行ってい  
ただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 当社と森川徹治氏及び佐渡島庸平氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任につ  
いて、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契  
約を締結しております。本総会において両氏が再任された場合は、同様の内容の契約  
を継続する予定であります。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いします。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | あ べ ゆ り<br>阿 部 由 里<br>(昭和41年10月1日生) | <p>平成2年4月 国際投信委託株式会社（現三菱UFJ国際投信株式会社）入社</p> <p>平成9年11月 株式会社ディー・ブレイン（現クラウドバンク・インキュラボ株式会社）入社</p> <p>平成15年10月 ディー・ブレイン証券株式会社（現 日本クラウド証券株式会社）入社</p> <p>平成22年12月 当社入社</p> <p>平成25年9月 日本クラウド証券株式会社入社</p> <p>平成27年3月 当社常勤監査役就任（現任）</p> <p>平成27年11月 株式会社プラコレ監査役就任（現任）</p> | 一株             |

|   |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 2 | <div data-bbox="264 395 481 435">社外取締役候補者</div> <div data-bbox="264 443 382 483">独立役員</div> <div data-bbox="264 499 499 571"> <small>きたがわ とおる</small><br/> 北 川 徹<br/> (昭和35年8月4日生) </div> | 昭和58年 4 月 兼松江商株式会社（現 兼松株式会社）入社<br>平成11年11月 日本通信株式会社入社 経営企画室長<br>平成13年 2 月 日本ボルチモアテクノロジー株式会社 財務担当上席執行役員就任<br>平成14年 1 月 リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社 ファイナンスコントローラー就任<br>平成18年 9 月 スターバックスコーヒージャパン株式会社入社 オフィサー/執行役員就任（現 CFO/オフィサー）（現任）<br>平成28年 3 月 クックパッド株式会社 社外取締役就任（兼 監査委員長/報酬委員）（現任）<br>平成28年10月 日本スキー場開発株式会社 社外取締役就任（現任）<br>平成29年 6 月 KOA株式会社 社外取締役就任（現任） | 一株 |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | <div>社外取締役候補者</div> <div>独立役員</div> <div>なかむら たかお</div> <div>中 村 隆 夫</div> <div>(昭和40年8月25日生)</div> | 平成 元 年 4 月 日本銀行入行<br>平成 8 年 2 月 株式会社デジタルガレージ<br>取締役/CFO就任<br>平成 9 年 5 月 株式会社デジタルガレージ<br>代表取締役副社長/COO &<br>CFO就任<br>平成11年 6 月 株式会社インフォシーク 代<br>表取締役社長就任<br>平成13年 2 月 株式会社インフォシーク 取<br>締役会長就任<br>平成14年 2 月 株式会社インフォシーク 取<br>締役就任<br>平成20年12月 弁護士登録（第二東京弁護士<br>会所属）<br>平成21年 1 月 鳥飼総合法律事務所 弁護士<br>平成21年 3 月 株式会社ピーエイ 社外取締<br>役就任（現任）<br>平成28年 1 月 和田倉門法律事務所開設 パ<br>ートナー弁護士（現任）<br>平成28年 3 月 バリューコマース株式会社<br>社外取締役就任（監査等委<br>員）（現任） | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 北川徹氏及び中村隆夫氏は社外取締役候補者であります。
3. 北川徹氏及び中村隆夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 北川徹氏は、会社経営を含めた幅広い知見と経験を当社の経営の監督に発揮し、また、多様な意見を頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 中村隆夫氏は、これまで培ってきた会社経営や弁護士としての豊富な知識・経験等を活かし適切な助言を頂けるものとして、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 阿部由里氏、北川徹氏及び中村隆夫氏の各候補者の選任が承認された場合は、当社は各候補者との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成23年3月24日開催の定時株主総会において年額1億5,000万円とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬限度額に関する定めを廃止した上で、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬限度額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億5,000万円（うち社外取締役分は年額3,000万円）とさせていただきたいと存じます。

また、当該各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3,000万円と定めることとし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、Stock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の員数・職位を基準として割り当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

### 1. Stock・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め

るとともに、優秀な人材を確保することを目的として、新株予約権を無償で発行するものです。

## 2. 新株予約権の発行要項

### (1) 新株予約権の割当対象者

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式39,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

### (3) 新株予約権の総数

39,000個を上限とする(新株予約権1個につき普通株式1株、但し、前記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

### (4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりである。

当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又

は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日の後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

なお、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

#### （6）新株予約権の行使期間

平成33年1月1日から平成37年12月24日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

#### （7）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ. 平成33年1月1日から平成33年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ. 平成34年1月1日から平成34年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ. 平成35年1月1日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

- ④ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りではない。
- ⑤ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

#### (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (10) 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が(7)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権



の全部または一部を放棄した場合には新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により募集新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と本新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### （11）組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使できる期間  
前記(6)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記(6)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記(8)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件  
前記(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする

以 上

[illegible]

場所：建長寺 神奈川県鎌倉市山ノ内8



江ノ電バス北鎌倉駅から建長寺前下車すぐ

●鎌倉駅から

ＪＲ横須賀線、鎌倉駅東口バスのりば  
江ノ電バスにて建長寺前下車すぐ